

本件事故当時、居住制限区域の自宅と帰還困難区域の実家の両方で生活していた申立人について、申立人がこの両方で生活していた理由や具体的な生活状況等を踏まえ、中間指針第四次追補に基づく慰謝料の一部が賠償された事例。

1110

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目	金額
中間指針第四次追補第2の1の（指針）Ⅰ）①に基づく精神的損害	420万円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金420万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- （3） 被申立人が前項の支払義務を履行した場合には、平成28年4月1日以降の期間を対象として被申立人が申立人に支払うべき精神的損害（中間指針第二次追補第2の1の(1)（指針）Ⅲ）②において1人月額10万円を目安とするものをいう。）が生じた場合であっても、通算して同項により支払った和解金額に満つるまでの額に限り、支払済みとみなす。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年8月17日

（仲介委員 上妻英一郎）